

**公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構**  
**平成22年度薬剤師認定制度委員連絡会議事メモ**

日 時：平成22年12月17日（金）14:00～16:30

場 所：ニッショーホール 第2会議室

出席者

委 員： 14名

代表理事：内山 充 事務局：先崎 稔、大塚 文

配布資料（事前配布）

1. 認定制度委員会平成22年通信記録（資料1）
2. 薬剤師生涯学習の現状（資料2）
3. 認証事業実施要綱（資料3）
4. 薬剤師認定制度委員会規程（資料4）
5. HP コラムより（資料5-1、5-2、5-3）  
客観的評価で研修・認証を育てその質を保つ良識を（2007.9）  
生涯研修の新パラダイム CPD：唱えるだけでは何も生まれない（2010.5.10）  
地域職域団体が生涯研修制度の自主的設定にご協力頂けませんか（2010.11.17）
6. 特定（専門）領域認定制度の認証申請書の評価方針（資料6）
7. 生涯研修の基本方針、望ましい生涯学習環境（資料7）
8. 同上 HP コラム原稿（資料8）

開会挨拶

代表理事より、次のとおり開会挨拶があった。

当機構は、平成22年7月1日付で内閣府より「公益認定」を取得することができた。今後も薬剤師生涯学習の評価・認証を通じて、公益目的に恥じない事業運営に努める。

公益認定の審査過程で、公益認定申請書、当機構の諸規程、及び具体的な評価・認証作業経過や文書等に基づき、認証事業の内容について『公益認定等委員会』から詳細な評価を受けた。その結果、当機構は、①活動が社会から監視でき、②公平な参加の道が開かれ、③社員は平等の権利を有し、④特定の個人の恣意によって支配されない、という公益法人の条件を満たしていることが認められた。さらに、認証を受ける生涯学習制度は、営利目的でないこと及び公開、すなわち学習の機会が特定の薬剤師にではなくすべての薬剤師に開かれていることを基本条件としていることが確認された。

今後当機構は、上記の条件及び諸規程にしたがい、組織や事業内容の整備・拡充、並びに認証後のフォローアップ等に、必要で適切な方策を実施して行きたい。

議 事

代表理事より、本日は事前配布した資料に基づき、経過報告、関連する規程とそれらの実施に当たっての考え方、並びに生涯学習に関する基本方針等を議題としたいので、自由なご意見をいただきたい旨の挨拶、及び事前配布資料の確認ののち議事に入った。

## 1. 認証事業経過報告

1.1 認定制度委員会平成22年通信記録（資料1）に基づき、前回の連絡会以降の委員との連絡事項につき確認した。なお、認定委10-4（平成22年11月22日）でお知らせした、委員会規程、評価基準の平均化、特定領域の評価基準については本日の議題となっている。

1.2 代表理事より、薬剤師生涯学習の現状（資料2）を説明した。本日の理事会で、G13の認証が承認されたこと、及び認証申請準備中の4大学と1職域団体が紹介された。

## 2. 認証関連規程及びその実施法の確認

2.1 代表理事より、認証事業実施要綱（資料3）に基づき、本年度第2回理事会（平成22年9月8日）に改訂された「認証後の年会費」について報告した。また、本日の理事会で、要綱第2条第2号にある「特定領域認定制度の実施母体」の要件としての「生涯研修プロバイダーである」という表現が「生涯研修プロバイダーと同等の要件を満たしている」に改訂されたことを報告した。

2.2 次いで代表理事より、薬剤師認定制度委員会規程（資料4）に基づき、次の説明がなされた。公益認定に伴い、認定制度委員連絡会の性格と開催を明確にするために、第2条第2項、及び第5条第5項が追加されたこと。今後の特定領域認定制度の認証申請については、認証担当理事が評価委員を選定して評価作業を行うという本来の手順（第6条第1号）を適用すること。

2.3 生涯研修認定制度の認証申請の現状に鑑み、代表理事より次の通り評価の観点、及び基準の考え方について依頼があった（認定委10-4参照）平成16年12月の第1回連絡会メモにもあるとおり、評価基準チェックリストに照らして不足や不適があれば指摘してほしいが、各項目の判定で幾つかが不適合の場合でも、他に優れた点があるなど、総合的に見て適合と言えると判断される場合は、総合評価を適合としてほしい。「・・・であるから不適合」でなく、「・・・とすればより良くなる」の考え方をとってほしい。評価は、批判や採点が目的ではなく、認定制度を良くするための助言を目的としているので、時間をかけても良好な認定制度を作るようにしたい。

最近、評価水準が高くなる傾向が見られ、時として完ぺきな制度を求めてハードルが高くなる傾向が見られるので、上記の点につきご配慮いただきたい。

## 3. 認証事業実施に当たっての考え方について（HPコラムより）、（資料5-1, 2, 3）

代表理事より、当機構はこれまで、「認証事業」を実施するに当たり、評価・認証の原則、考え方、あるいは体制等、事業の理念について、随時ホームページ（<http://cpc-j.org>）のコラム欄に公表してきたが、公益認定取得を機として、特に当面の下記課題について委員各位の協力を得たく、下記コラムを引用してお願いしたい旨の発言がなされた。

3.1 客観的評価で研修・認証を育てその質を保つ良識を(2007.9)：新時代の薬剤師の研鑽に役立つ研修・認定事業とプログラム計画は一種の起業努力である。斬新な発想の足を引っ張って、進歩の無い患者の楽園を作るようなことは避けて欲しい。

委員より、団体の中で突出する計画が抑圧された例につき質問があり代表理事が前例を紹介した。

3.2 生涯研修の新パラダイムCPD：唱えるだけでは何も生まれない(2010.5.10)：専門家の陥りやすい過ちに「手段の目的化」がある。CEからCPDへのパラダイム変換は、生涯研修の目的が、資質向上ではなく免許更新の手段になってしまった米国での傾向を修正する

ために提唱された。わが国でも生涯研修の目的が単位（シール）集めや、認定証や称号取得になって仕舞わないよう、受講者自身が研修記録を自己管理し「成果志向性」を發揮できるよう、プロバイダーのフォローアップをお願いしたい。

**3.3 地域職域団体が生涯研修制度の自主的設定にご協力頂けませんか(2010.11.17)：**  
優れたきめ細かい生涯学習の普及と拡充のために、地域職域団体による自主・自律的な研修認定制度設定への協力を求めたい。すでに各地で実績が蓄積されつつあり、時代の趨勢になりつつある。

委員より、今後、公益法人制度改革に伴う社団法人の移行申請に際して、地域職域団体の中に独自の研修認定制度設立を検討するところが出てくると思われるとの発言があった。また、他の委員より、自らの所属する地域職域団体が近日中に自主的研修・認定制度を発足させ、認証申請（特定領域）を準備中であるとの紹介があった。

#### **4. 特定（専門）領域認定制度の認証申請書の評価方針**

**4.1** 山田認証担当理事より、プライマリ・ケア認定薬剤師制度（P02）の認証申請がなされ、事前配布の「特定（専門）領域認定制度の認証申請書の評価方針」（資料6）に準拠して、現在評価チームによる評価が行われている旨の報告がなされた。

**4.2** 代表理事より、資料6はこれまでの毎年の本連絡会の討議内容を軸として、専門領域に関連の深い委員の意見などを入れて作成したものであること、今後具体的ケースに適用しながらより合理的な内容にしていきたいとの説明がなされた。

**4.3** さらに、代表理事から、資料6の第4項①～⑫に示されている事項、及び現在P02の審査過程で指摘されている事項の幾つかは、既にホームページ上のFAQ（よくある質問）に観点が示されており、委員に再確認をお願いしたい。例えば、実務経験や研究実績等について高いハードルを課す必要はないが、領域分野についての到達目標からみて研修計画の妥当性を示すことは必要であることについてはQ4を、また⑪にある認定取得や受験資格に会員であることや会員歴を求めるのは、本人の能力・適性を評価するために必要な場合に限ることとし、会員増を目的とした条件であってはならないことについてはQ7を、その他Q10、Q11などを適宜参考にして評価いただきたい。なお、資料6の第4項⑨に示した到達目標に関する条件は、研修課題ごとの設定が実質的には極めて困難であるので、ある範囲を示す学習項目ごとの目標を求めることとしたい、との依頼がなされた。

#### **5. 薬剤師生涯学習体制整備の方針**

**5.1** 代表理事より、これまで認証機構が行ってきた薬剤師の生涯学習に関する活動の根底にある根本的な考え方として、「生涯研修の基本方針、及び望ましい生涯学習環境」（資料7）が説明された。

**5.2** また、本方針については、本日午前中開催の理事会に、代表理事から内容の承認（機関決定）が提案されたが、役員から「主語と目的語をできるだけ書くなどして、より詳細に説明した方が分かりやすい」、「公表によって多くの異論が出るのではないか」あるいは「関係団体等の意向も予め聞いてはどうか」等の意見が出され、代表理事の個人的な提唱（見解）として公表すべしとの結論となり、承認に至らなかった、と報告された。

**5.3** 代表理事は、資料7の作成経過では、はるかに詳細に説明を加えていたが、「薬剤師」、「生涯学習、または研修」、「プロバイダー、提供者、実施者」、「学習者、受講者」その他の字句が頻発して却って分かり難いので極端にスリム化した。多くの異論が出るのは

歓迎であり、それによって、これまで忘れられていた生涯学習に関する論議が活発になることを望んでいる旨を委員に説明し、委員の意見を求めた。

5.4 委員からは、この方針表明は、案内や解説とは異なり、フィロソフィーを述べているものであるから、主語や説明が詳しく入るよりは、簡潔で箇条書きの方が遙かに良い。資料7は既に代表理事が各所で言及している内容であり、十分に理解できる。見た人によりそれぞれ異なる受け取り方をされることが貴重である。短い文章の方がはるかにアピール度が大きい、などという意見が出され、本連絡会としてはこのまま発信したほうが良いという意見に対する異論はなかった。

5.5 そこで、代表理事は、資料7の内容を引用した原稿(資料8)を、一部修正のうえ、ホームページのコラム欄に「薬剤師生涯学習の基本条件と、望ましい生涯学習環境」として収載したい旨報告した。

5.6 委員より、資料8にある「生涯学習社会」の描写に対して賛意が示された。また、他の委員より、所属組織の勉強会などで資料8についてより深く検討したい等の申し出があった。その他、研修、学習、教育等の類似語の区別について質問があり、代表理事より、「学習」を研修、実習、研究、教育、討議、OJT等すべてを包含した「学び」の総称として今後も使用したいとの回答がなされた。

## 6. その他

次年度の連絡会は、特段の事故の無い限り、平成23年12月16日(金)14:00から開催する予定である。

## 閉 会

以上の会議を終え、16:30に閉会した。

(文責：内山 充)